

地域と中学校の文化部活動支援事業交付金交付要綱

島根県

(目的)

第1条 島根県内の中学校文化部活動の活性化を図るため、地域と中学校の文化部活動支援事業交付金（以下「交付金」という。）を予算の範囲内において交付することとし、その交付については補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象となる事業)

第2条 この要綱において、交付金の対象とする事業は、地域と中学校の文化部支援事業実施要領に定めるものであり、且つ島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が承認したものとする。

(交付金の対象経費の算出基礎等)

第3条 この交付金の対象経費、算出基礎等については、次のとおりとする。

	中学校の文化部活動の活動費
算出基礎	一校あたり50千円を上限
使途内訳	本事業の推進に必要な経費（需用費、役務費、使用料等） ※但し、飲食に係る費用、通常活動のための消耗品及び備品購入費等は除く

(事業計画の承認)

第4条 この事業の実施承認手続きは、次のとおりとする。

- 1 各学校は、実施計画書（様式1）を作成し、市町村教育委員会が定める日までに、市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）に提出するものとする。
- 2 市町村教育長は、各学校から実施計画書の提出があったときには、これを審査し、適当と認めるときには、様式2に関係書類を添付し、教育長が別に定める日までに提出するものとする。
- 3 事業の選考は別に定める『「地域と中学校の文化部活動支援事業」選考基準』に基づき行う。

(交付申請)

第5条 市町村長は、この交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式4）を作成し、教育長が別に定める日までに提出しなければならない。

(概算払)

第6条 市町村長は、概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書（様式6）を教育長に提出しなければならない。

(事業報告)

第7条

- 1 各学校は、事業が完了したときは、完了した日から30日以内、又は、当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式7）を作成し、市町村教育長に提出するものとする。

2 市町村長は、事業実績報告書（様式8）に関係書類を添付し、教育長が別に定める日までに提出するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。